

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

12

規則

- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則…(総務局行政部振興企画課)…一
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則…(同)…三
- 東京都私立学校教育助成条例施行規則の一部を改正する規則…(生活文化局私学部私学振興課)…四
- 東京都環境科学研究所手数料条例施行規則の一部を改正する規則…(環境局総務部総務課)…四
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(環境局環境改善部計画課)…七
- 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則…(環境局自然環境部緑環境課)…九
- 東京都心身障害者福祉作業所条例施行規則を廃止する規則…(福祉保健局障害者施策推進部施設福祉課)…一〇
- 東京都心身障害者生活実習所条例施行規則を廃止する規則…(同)…一〇
- 東京都農業関係試験等手数料条例施行規則の一部を改正する規則…(産業労働局農林水産部調整課)…一〇
- 東京都しごとセンター条例施行規則の一部を改正する規則…(産業労働局雇用就業部調整課)…二
- 東京都労働資料センター条例施行規則の一部を改正する規則…(同)…二
- 東京都立技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則…(同)…三

規則

- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則…(建設局公園緑地部公園課)…一六
- 東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則…(港湾局臨海開発部海上公園課)…一九
- 東京都収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…(出納長室会計企画課)…二二
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(東京消防庁総務部企画課)…三三
- 救急業務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(同)…三三
- 規則(教)
- 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……三六
- 東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……三六
- 東京都立学校校外教育施設設置条例施行規則を廃止する規則……三六
- 東京都立学校校外教育施設処務規則を廃止する規則……三六
- 東京都体育施設条例施行規則を廃止する規則……三六
- 規則(交)
- 東京都特定自動車条例施行規程の一部を改正する規程……三六
- 規程(水)
- 東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程……三六
- 規程(下水)
- 東京都下水道条例施行規程の一部を改正する規程……三六

●東京都規則第二十一号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十九年三月十六日

東京都知事 石 原 慎太郎

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

規則の規定による介護補償の内払とみなす。

救急業務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十九年三月十六日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都規則第三十七号

救急業務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

救急業務等に関する条例施行規則(昭和四十八年東京都規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の十三条を加える。

(認定基準に定める事項)

第四条 条例第二条第二項第五号に規定する認定基準は、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号(イを除く。)及び第二号に定める事業のうちいずれかの許可を取得していることのほか、次に掲げる事項について消防総監が定めるものとする。

一 乗務員として患者等搬送業務を行うための資格に関する事項。

二 患者等搬送用自動車の構造及び設備に関する事項。

三 積載する資器材に関する事項。

(東京消防庁認定表示)

第五条 条例第十三条の規定による東京消防庁認定表示の方法は、消防総監が定めるものとする。

(患者等搬送事業者の認定申請の様式等)

第六条 条例第十四条第一項の規定による申請は、別記第一号様式の申請書によりしなければならない。

2 前項の申請書には、消防総監が定める図書を添付しなければならない。

(認定通知書等の様式)

第七条 条例第十四条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める通知書によりしなければならない。

一 認定をした旨の通知 別記第二号様式の通知書(以下「認定通知書」という。)

二 認定をしない旨の通知 別記第三号様式の通知書

(東京消防庁認定事業者の公表)

第八条 条例第十四条第四項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 東京消防庁本部、消防署並びに当該消防分署及び消防出張所での閲覧

二 その他消防総監が必要と認める方法

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第十五条に規定する東京消防庁認定事業者(以下「東京消防庁認定事業者」という。)の名称及び所在地

二 認定通知書の認定番号

三 認定を受けた年月日

四 その他消防総監が必要と認める事項

(東京消防庁認定事業者の遵守義務)

第九条 東京消防庁認定事業者は、患者等搬送業務に従事する者に、消防総監が定める次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一 患者等搬送業務及び表示の制限に関する事項。

二 患者等の症状の悪化の防止に係る応急手当の実施に関する事項。

三 消防機関への通報及び救急自動車の要請に関する事項。

四 乗務員資格を証明するものの携帯に関する事項。

五 乗務する人員に関する事項。

六 患者等を搬送する乗務員の衛生及び安全管理に関する事項。

七 特異な事実を扱った場合の報告に関する事項。

(表示の除去等の命令を受けた者の公表)

第十条 条例第十七条第二項の規定による公表の方法については、第八条第一項の規定を準用する。

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

一 命令を受けた者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

二 命令に係る事業所の名称及び所在地
三 命令を受けた理由

四 命令の内容

五 命令を受けた年月日

六 その他消防総監が必要と認める事項

(変更の申請の様式等)

第十一条 条例第十八条の規定による申請は、別記第四号様式の申請書によりしなければならない。

2 前項の申請書には、消防総監が定める図書を添付しなければならない。

(認定取消し基準)

第十二条 条例第十九条第一項に規定する認定取消し基準は、次に掲げる事項とする。

一 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。

二 第四条に規定する認定基準に適合しないことが判明したとき。

三 第九条各号に規定する遵守すべき事項を履行しないとき。

四 正当な理由なく、条例第二十条第二項の確認を拒み又は虚偽の報告をしたとき。

五 故意又は重大な過失により、患者等搬送業務実施中に重大な事故を発生させたとき。

六 患者等搬送業務に関し、犯罪行為その他社会通念上認定事業者としてふさわしくない行為をしたとき。

(取消通知書の様式)

第十三条 条例第十九条第二項の規定による通知は、別記第五号様式の通知書によりしなければならない。

(認定の取消しを受けた事業者の公表)

第十四条 条例第十九条第三項の規定による公表の方法については、第八条第一項の規定を準用する。

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定の取消しを受けた東京消防庁認定事業者の名称及び所在地

二 認定の取消しを受けた東京消防庁認定事業者の認定番号

三 認定の取消しを受けた年月日

四 認定の取消しをした理由

五 その他消防総監が必要と認める事項

(確認)

第十五条 条例第二十条第二項の規定による確認は、認定を行うとき及び業務の履行状況を把握する必要があるときに行うものとする。

(委任)

第十六条 この規則の施行について必要な事項は、消防総監が定める。

附則の次に次の五様式を加える。

別記
第1号様式(第6条関係)

東京消防庁 消防総監 殿		患者等搬送事業者認定申請書		年 月 日
申請者 住所 氏名 電話 ()		印		
下記のとおり、救急業務等に関する条例第13条の規定による認定を受けたので、同条例第14条第1項の規定に基づき申請します。				
記				
事業者名		認定種別	☐ 新規 ☐ 更新	
所在地 (電話番号)		国土交通省 許可	☐ 一般乗用旅客自動車運送事業 ☐ 一般貸切旅客自動車運送事業 ☐ 特定旅客自動車運送事業	
事業所数	☐ 単独 ☐ 複数 ()箇所	ホームページ	☐ 有 ☐ 無	
パンフレット	☐ 有 ☐ 無	※ 経過欄		
※ 受付欄				

備考 1 申請者は、国土交通省許可母又は免許状の申請者と同様とすること。
2 申請者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
3 消防総監が定める関係書類を添付すること。
4 2部作成し、提出すること。
5 □には、該当するものにレ印を付すること。
6 ※欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4部)

第2号様式(第7条関係)

東京消防庁 消防総監 殿		患者等搬送事業者認定通知書		第 号 年 月 日
あて		印		
年 月 日(受付番号:第 号)付けて申請のあった患者等搬送事業者認定については、認定基準に適合しているので、救急業務等に関する条例第14条第3項の規定に基づき下記のとおり認定したことを通知します。				
記				
事業者名		所在地		
申請者 氏名		認定番号	第 号	
認定年月日		認定失効 予定年月日	年 月 日	
特記事項				

(日本工業規格A列4部)

第3号様式(第7条関係)

患者等搬送事業者不認定通知書		第 年 月 日 号
あて		
東京消防庁 消防総監		印
年 月 日 (受付番号: 第 号) 付けて申請のあった患者等搬送事業認定については、認定基準に適合していないため、救急業務等に関する条例第14条第3項の規定に基づき下記のとおり認定しないことを通知します。		
事業者名	記	
所在地		
認定基準 不適合事項	※教示 1 この趣旨に不服がある場合には、この趣旨があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この趣旨については、この趣旨があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都(代表: 東京都知事)を被告として、効分の取消しの訴えを提起することができ、ただし、上記1の訴を請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、趣旨の取消しの訴えを提起することができ、	
特記事項		

(日本工業規格A列4番)

第4号様式(第11条関係)

患者等搬送事業内容変更申請書		第 年 月 日
東京消防庁 消防総監 殿		
申請者 住所 電話 () 氏名 印		
下記のとおり、救急業務等に関する条例第14条第2項の規定により認定を受けた、患者等搬送事業者について患者等搬送事業の内容を変更したので、救急業務等に関する条例第18条の規定に基づき申請します。		
事業者名	記	
所在地 (電話番号)		
変更内容		
※ 受付 欄	※ 経過 欄	
備考 1 申請者は、国土交通省許可書又は免許状の申請者と同様とすること。 2 申請者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。 3 消防総監が定める関係書類を添付すること。 4 2部作成し、提出すること。 5 ※欄には、記入しないこと。		

(日本工業規格A列4番)

第5号様式(第13条関係)

患者等搬送事業者認定取消通知書 第 年 月 日 あて 東京消防庁 消防総監 記	
事業者名 所在地 申請者名 認定取消日	年 月 日 (認定番号: 第 号) 付で認定した患者等搬送事業者については、救急業務等に関する条例施行規則第12条第 号に該当するため救急業務等に関する条例第19条第2項の規定に基づき下記のとおり認定を取り消したことを通知します。
取消理由	※教示 1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることが出来ます。 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都(代表 東京都知事)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。
特記事項	

(日本工業規格A列4番)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 救急業務等に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年東京都条例第七十九号。以下「新条例」という。)附則第二項に規定する新条例の施行日前に消防総監の認定を受ける場合は、この規則による改正後の救急業務等に関する条例施行規則第六条及び第七条の規定の例による。

規 則 (教)

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十九年三月十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則(昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「別科、」を削る。

別表一の項中

「同 日比谷高等学校」	全日制	普通科	「を
「同 日比谷高等学校」	定時制	普通科	「を
「同 日比谷高等学校」	全日制	普通科	「に、
「同 台東商業高等学校」	全日制	商業科	「を
「同 台東商業高等学校」	定時制	商業科	「を
「同 台東商業高等学校」	定時制	商業科	「に、